新型コロナウイルス感染症 (災害事態宣言下での封鎖措置対象地域における一時的例外措置に関する大統領令)

7月8日、災害事態宣言下での首都ルアンダを含む封鎖措置対象地における一時的例外 措置を定めた同日付大統領令第184/20号が発表されたところ、概要次のとおり。

【ポイント】

- ●ルアンダ州及びクワンザ・ノルテ州カゼンゴ市は8月9日まで封鎖。
- ●広く公共の場でのマスク着用義務。
- ●不要不急の外出の自粛。
- ●行政サービスは、8時~15時。50%の労働力。
- ●屋外個人スポーツは、毎日5時30分から7時30分及び17時から19時に可能。
- ●スーパー等商業活動は、7時から16時まで。50%の労働力。
- ●レストランは6時から16時まで。持ち帰り、出前サービスは22時まで。
- ●屋内での会議・イベントは、会場キャパの50%以内且つ50人以下の参加者。
- ●自宅における集会可能人数は、最大15名。
- ●公共の場でのアルコール飲料の消費禁止。
- ●多目的施設、図書館、博物館、劇場、記念碑は営業可能であるが、最大収容人数の50%が上限。
- ●文化イベントも実施可能であるが、最大収容人数の50%が上限。
- ●映画館は閉鎖。
- ●宗教活動は停止。
- ●公共交通機関は、5時から18時まで営業可。定員の50%が上限。
- ●違反者には、罰金が科せられる。

【本文】

【第1章:一般的な規定】

1. 目的(第1条)

本大統領令は、州及び市レベルでの封鎖措置が執られる場合における一時的例外措置を定めるものである。

2. 適用範囲 (第2条)

本大統領令に規定される各措置は、封鎖措置対象州及び市に適用され、疫学的状況次第で、 その内容が改変され得る。

- 3. 個人の予防対策(第3条)
- (1)以下の場所ではマスクの着用が義務づけられる。
- ア市場
- イ 行商販売
- ウ 商業施設
- エ 公共の屋内空間
- 才 礼拝所
- カ 教育機関
- キ 公共交通機関
- ク 理髪店や美容院等
- (2) また、公道でも、マスクの着用が義務づけられる。
- (3)マスク不着用の場合は、上記の場所へのアクセスや交通機関の使用が禁じられ、違反する場合は、5千から1万クワンザの罰金が科せられる。
- (4)上記(1)で挙げられている各場所の責任者は、マスク不着用者のアクセスを阻むために必要な全ての措置を講じなければならない。
- (5) 官民の機関は、従業員の安全を確保し、保健当局の指示に従わなければならない。
- (6) 顧客対応にあたっては、物理的距離を確保しなければならない。
- 4. 外出自粛(第4条)

封鎖措置対象地においては、全ての市民は以下に従うことが求められる。

- (1) 公共の場での移動は差し控える。
- (2) 必要不可欠な用事を除き、自宅に留まる。
- 5. 脆弱者の特別保護(第5条)
- (1) 封鎖措置対象地では、以下の者は特別保護の対象となる。
- ア 60歳以上の者
- イ 腎臓病、高血圧、糖尿病、心疾患、慢性的な呼吸器疾患、癌、免疫不全の者
- ウ 妊婦
- エ 12歳以下の子供
- (2) 災害事態宣言適用期間に業務を遂行しなければならない前項の対象となる公務員や 会社員及び12歳以下の子供の親権者は、封鎖措置が継続する限りは、対面式(出勤)の業 務から免除され、在宅勤務をしなければならない。
- (3)上記(1)エの場合、前項にいう親権者は、その子どもの数に関わらず、1世帯につき1人の成人のみ対象となる。

【第2章:特別な措置】

- 6. 行政サービス (第6条)
- (1)封鎖措置対象地における行政サービスの運営時間は、8 時~15 時となり、通常時の 労働力の 50%が上限となる。必要に応じて、30%に縮減できる。
- (2) 以下の条件を満たさなければならない。
- ア 行政サービスの継続性が保たれるように、職員のローテーションを確保
- イ マスクの着用義務
- ウ 物理的距離の確保
- エ 体温測定
- オ 入口での手指消毒用品の提供及び内部の衛生ポイントの配置
- カ その他の感染予防対策の実施
- (3)港湾、航空、税関、防衛、保健、通信、マスメディア、電力・水、廃棄物収集分野のサービスは、上記(1)の例外となり、通常の労働力が認められる。
- (4)上記の措置により出勤する必要のない職員は、不要不急の用事で外出することを控え、 本大統領令第4条に従い、自宅に待機しなければならない。
- 7. スポーツ競技会と練習(第7条)
- (1) 封鎖措置適用期間中は、連盟公認競技及び練習は禁じられる。
- (2)屋外個人スポーツ・レジャーは、物理的距離をとった上で、毎日5時30分から7時30分及び17時から19時に実施することが認められる。
- (3) 個人スポーツを実施するにあたり、5名以上集まることは認められない。
- (4) 前項に記載の個人スポーツの実施にあたっては、マスクの着用は義務とされない。
- (5)上記(2)及び(3)に違反する場合は、5千から1万クワンザの罰金が科せられる。
- 8. 商品およびサービスの商業活動(第8条)
- (1)一般的な商品およびサービスの商業活動は、7時から16時までとし、職員の労働力を50%に抑え、感染予防策、物理的距離、入り口での体温測定、入口での手指消毒用品の提供及び内部の衛生ポイントの配置を確保しなければならない。
- (2) 商業施設内では、客数を最大収容可能人数の50%に抑えなければならない。
- (3)サービス提供の継続性を確保するために、職員のローテーションを組まなければならない。
- (4)上記に違反する場合は、一時的に商業活動が停止され、10万から25万クワンザの 罰金が科せられる。
- 9. レストラン等 (第9条)
- (1) レストラン等の営業時間は、毎日6時から16時までとなる。
- (2)最大収容人数は50%までに抑え且つテーブル席のみ使用可能で、感染予防対策や物

理的距離を確保しなければならない。

- (3) セルフサービスやカウンターサービスは禁止される。
- (4) 持ち帰り、出前サービスは、毎日6時から22時まで可能である。
- (5)上記に違反する場合は、一時的に営業が停止され、10万から25万クワンザの罰金が科せられる。
- (6) 持ち帰りサービスが推奨される。
- 10. 市場・行商・露天商(第10条)
- (1) 市場や露天商の営業時間は、火・木・土曜日の6時から15時までとなる。
- (2) 市場において、売り手及び買い手はマスクの着用や物理的距離の確保を義務づけられる。
- (3)保健当局の勧告に基づき、ウイルスが拡散する高いリスクが認められる場合は、フォーマル乃至インフォーマル市場が閉鎖され得る。
- (4) 行商の営業時間は、火・木・土曜日の6時から15時までとなる。売り手と買い手の間に推奨される最低限の距離が取られなければならない。
- (5) 行商はマスクを着用しなければならない。
- (6)人が密集する可能性のある場所でインフォーマル市場を開くことは禁じられる。
- (7)市場の責任者は、売り手と買い手の間に推奨される物理的距離が確保されるようにしなければならない。
- (8)市場のある地区の役場は、主に営業時間外に市場を殺菌消毒する準備を整えなければならない。
- (9) 許可されている時間外に営業した行商に対しては、5千から1万の罰金が科せられる。
- (10)許可されている営業時間外に行商から物品を購入した者に対しては、10万から2 5万クワンザの罰金が科せられる。

11. イベント、会議(第11条)

- (1)密閉空間における会議・イベントは、参加人数を実施場所の収容可能人数の50%以内に抑え且つ50人以内に制限しなければならない。また、マスクの着用、感染予防対策、物理的距離が確保されなければならない。
- (2) 50名以上のイベントを実施するためには、保健当局から事前に許可を得なければならない。
- (3)屋外空間でのイベント、会議、デモの場合は、参加者間で2メートルの物理的距離を 確保する必要があり、責任者はマスクを準備し、感染予防策を講じなければならない。

12. 集会(第12条)

(1) 自宅においては、最大15名まで集会することが許可される。

- (2)公共交通機関の乗り場を除き、公共の場で10名以上集まることは認められない。
- (3)上記が適切に遵守されるように、公共治安当局は公共スペースを巡回するが、当局の指示に反する場合は、本大統領令第22条に基づき罰せられる。

13. アルコール飲料 (第13条)

- (1) 封鎖措置適用期間中は、公共の場でのアルコール飲料の販売及び消費は禁じられる。
- (2) 前項に違反する場合は、本大統領令第22条に基づき罰せられる。

14. 公共の場での娯楽、文化、レジャー(第14条)

- (1)多目的施設や図書館は、営業にあたり、利用者を最大収容可能人数の50%に抑えなければならず、本大統領令に記載の感染予防対策、マスクの着用、物理的距離が確保されなければならない。
- (2) 博物館、劇場、記念碑も営業が維持されるが、マスクの着用、感染予防対策、物理的 距離が確保され、訪問客数は最大収容可能人数の50%を上限にしなければならない。
- (3)公的乃至私的なスペースにおいて、展示会や文化・芸術展を実施することは可能であるが、マスクの着用、感染予防対策、物理的距離が確保され、訪問客数は最大収容可能人数の50%を上限にしなければならない。
- (4) 封鎖措置適用期間中は、映画館は閉鎖される。

15. 宗教活動(第15条)

- (1) 封鎖措置適用期間中は、宗教活動は停止される。
- (2) 前項の違反は、5月14日付法律第12/19号に基づき、当該宗教活動が停止され、本大統領令に基づき罰金が科せられる。

16. 葬式 (第16条)

- (1)参加者が10名以下での葬式の実施は許可される。但し、8時から13時の間に実施されなければならない。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により死亡した者の葬式に参加できる最大人数は5名となる。
- (3)前項で定められた葬式においては、マスクの着用及び物理的距離の確保が義務づけられる。

17. 公共交通機関と貨物(第17条)

- (1) 官民問わず交通機関は、5時から18時まで営業可能であり、定員の50%の乗客数が上限となる。
- (2) 前項の交通サービスと提供する会社は、サービス提供の継続性を確保するために、労

働力を最適化しなければならない。

【第3章:違反】

18. 軽微違反(第18条)

- (1) 本大統領令に規定される違反行為は、2月16日付法律第12/11号で定める軽微 違反に当たる。
- (2) 罰金額は、違反内容、違反目的、違反により得られる利益、違反者の経済力に基づき決定される。

19. 封鎖措置乃至強制的な隔離の違反(第19条)

- (1)封鎖措置乃至強制的な隔離の違反者に対しては、10万から25万クワンザの罰金が 科せられる上、違反者の費用により強制的な検査を実施しなければならない。
- (2)封鎖措置乃至強制的な隔離の違反者は、保健当局により支出された費用を自ら工面しなければならない。
- (3) 本条項で規定した違反行為に協力した個人又は集団も同様に罰せられる。
- (4) 本条項に規定される違反行為は、2月16日付法律第12/11号第11条第2項に基づいても罰せられる。

20. 罰金にかかる手続(第20条)

本大統領令に規定される措置の違反に対する罰金は、あらゆる手段により徴収され、国庫に納められる。

21. 監視 (第21条)

罰金の徴収を含めた本大統領令に規定される義務の履行は、公共治安当局や法的に権能を与えられた機関により監視される。

22. 不遵守(第22条)

本大統領令に規定される措置の不履行は、11月7日付法律第28/03号第24条及び5月22日付法律第14/20号による改正に基づく不遵守罪に当たる。

【第4章:時限的条項】

23. 封鎖(第23条)

- (1) ルアンダ州の封鎖期間は、2020年8月9日23時59分まで延長される。
- (2) 2020年7月9日0時00分から2020年8月9日23時59分まで、クワンザ・ノルテ州カゼンゴ市は封鎖される。
 - (3) ルアンダ州及びクワンザ・ノルテ州カゼンゴ市の封鎖期間中、対象地の境界は管轄機

関によって定められた条件に従い衛生管理の対象となるが、以下は認められる。

ア 必需品の物流

イ 人道援助

- ウ 病人の移動
- エ 管轄機関が許可するその他の状況
- (4)封鎖措置適用期間中は、防衛・治安当局や保健当局が、封鎖対象地の境界において警戒監視を実施する義務を負う。
- (5) 新型コロナウイルス感染症による死者の遺体を州を跨いで越境移送することは禁じられる。
- (6)他の原因による死者の遺体については、越境移送することが認められ、事前に PCR 検査を受けることを条件に 2 名まで付き添える。
- (7)封鎖対象地から他州へ移動する場合は、事前に PCR 検査を受け、政府対策本部の許可を得なければならない。
- (8) 公務により、封鎖対象地から他州へ移動する場合は、人数を必要最小限に抑えなければならない。
- (9) 本条項に規定される封鎖措置適用期間は、保健大臣及び内務大臣により延長され得る。

24. 措置適用の管理(第24条)

新型コロナウイルス感染症対策を担う機関が、公務による移動を含む、封鎖対象地への出入りを許可する権能を有する。

25. 補完的適用(第25条)

封鎖措置対象地においても、本大統領令に矛盾しない範囲内で、5月25日付大統領令第 142/20号の規定が補完的に適用される。

26. 解釈上の疑問(第26条)

本大統領令の解釈や適用上の疑問は、共和国大統領により解決される。

27. 発効(第27条)

本大統領令は、2020年7月9日00時00分に発効する。